

# 令和8年度「札幌市保育士修学資金貸付」 募集要項

## 1 事業の目的

市内および札幌市に隣接する市町村に所在地のある指定保育士養成施設(以下、養成施設という)に在学中又は令和8年度から入学予定(高等学校在学中)の者に対し、修学資金や卒業時の就職準備金の貸付を行うことで、養成施設への入学やその後の就職を容易にし、札幌市内における保育士の養成・人材確保を図ることを目的とする。

## 2 事業の概要

(1)対象者	市内及び札幌市に隣接する市町村に所在地のある養成施設又は当該養成施設がその他の施設と連携した通信教育等に在学中又は入学予定(高等学校在学中)で、保育士資格を取得後、札幌市内で保育士として就労を予定している者。
(2)申込者要件	次の要件を全て満たしている者 ①養成施設の長又は高等学校長が推薦する者 ②家庭の経済状況等から真に本貸付が必要と認められる者 ③他の都道府県等が実施する保育士修学資金貸付を受けていない者 ④養成施設の合格通知書が届いた者(高等学校在学中) ⑤連帯保証人1名を立てられる者 ※詳細は(3)を参照
(3)連帯保証人要件	【申込者が <u>20歳未満の場合</u> 】 ①申込者の父母又は法定代理人で所得税が課税されていること ②他の都道府県等が実施する同資金の連帯保証人になっていないこと 【申込者が <u>20歳以上の場合</u> 】 ①自ら独立した生計を営む別住所の成年者で所得税が課税されていること ②他の都道府県等が実施する同資金の連帯保証人になっていないこと
(4)貸付額	月額50,000円以内(総額120万円以内) ※入学準備金・就職準備金(卒業時)として、それぞれ上限20万円を加算することができる。
(5)貸付期間	2年間
(6)利子	無利子(※返還期限を遅延した場合は延滞利子を徴収)
(7)交付方法	分割交付:6か月ごと ①4月交付(4~9月分) ②10月交付(10~3月分)

(8) 免 除	養成施設を卒業後 1 年以内に保育士登録を行い、札幌市内の指定施設(保育所等)において、週 20 時間以上の勤務で 5 年間継続して保育業務に従事した場合。
(9) 返 還	(8)の返還免除要件を満たさない場合は、貸付金を全額返還 ①返還期間は貸付を受けた期間の2倍に相当する期間で、最大4年以内 ②返還方法は、月賦・半年賦・一括のいずれかを選択
(10) 申込方法	必要書類を養成施設又は高等学校へ提出
(11) 締 切 日	【養成施設】 在籍している養成施設へ確認 【高等学校】 令和 8 年 1 月末必着 ※高等学校は締切日までに本会に届くようお願いします。
(12) 提出書類 ※様式、詳細は別紙「申し込みのしおり」に掲載	①申請書(※様式第 1 号) ②同意書(※様式第 2 号) ③養成施設の長、又は高等学校長の推薦書(※様式第 3 号) ④高等学校在学中は、養成施設の合格通知書の写し ⑤住民票【申込者と同一住所(同一生計)の方全員分・連帯保証人】 (マイナンバー以外全て記載されているもの) ⑥申込者世帯の所得を証明する書類(原則、源泉徴収票) ⑦連帯保証人の課税証明(原則、源泉徴収票) ⑧他、本会会長が必要と認める書類
(13) 審査・決定	事務局にて申請書を審査後、貸付の可否を決定 ①審査結果は、郵送にて通知 ②貸付の可否決定は、当会で申請書受理後、概ね 1 か月後を予定



※詳細は、左記から「申し込みのしおり」を参照

【お問い合わせ・送付先】

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 地域福祉課生活福祉係(保育士修学資金担当)

〒060-0042

札幌市中央区大通西 19 丁目 1-1 札幌市社会福祉総合センター 3 階

TEL (011) 614-0169/FAX (011) 614-1109